

『呉市史』資料編 海軍 I 印刷業務仕様書

名 称	『呉市史』資料編 海軍 I	
規 格	製本様式	A 5 判 糸かがり，丸背みぞつき，ホローバック，右とじ，ハードカバー，製本クロス使用，しおり 1 本，花ざれあり，（ビニールカバーなし）
	化粧箱	クラフトボール紙，背平文字印刷 1 色，ステッチャー止め 外形は『呉市史』資料編 近代 I に準ずる。見本は文化振興課市史編さんグループ(以下市史編さん G と表記する。中央図書館 3 階)にあり。
	ページ数	約 1 2 0 0 ページ (内グラビア 8 ページ) ただし，編集作業により 5 パーセント程度の増減を認めるものとする。
	部 数	9 0 0 部
紙 質	表 紙	布クロス (背文字 金箔押し)
	見返し	クリーム堅紙 A 8 0
	扉	クリーム上質 A 6 5
	図 説	マットコート 9 0 K
	概説等	書籍用紙 7 0 K 紙 A 4 6 (生紙使用 (R) マーク及び古紙配合率の表示) ただし，詳細については業者と相談の上，決定するものとする。
	活 字	表 紙
柱	偶数ページに章タイトル，奇数ページに節タイトル	
書 体	明朝体 (サブタイトル，脚注用語等，一部はゴシック体)	
使用活字	異体字字典，大漢和辞典等にあるものは，印刷会社の責任で作成する。 なお，異体字・俗字等は，可能な限り正字とする。字・辞典類にないものは，市史編さん G に相談し，責任を持って正確に作字すること。本文は近代文書であり，現在では使用しない文字及び記号を多用するため，作字するに当たっては充分注意すること。 あいさつ，目次，あとがき，概説等は平版 (電算写植) 1 色，口絵はカラー部分が 4 色，モノクロ部分が 1 色 原則として，『呉市史』資料編 近代 I に準ずる。ただし，校正時に変更を指示することがある。	
写 真 類	グラビア	カラー 2 0 枚程度
	本文内	白黒 1 0 枚程度 写真の大きさは，適宜市史編さん G と相談すること。 写真の下に 1～4 行程度のキャプションをつける。 写真は市史編さん G が準備するが，写真の複写および撮影を依頼することがある (最大で 1 0 枚程度，日数 3 日程度)。

図表類	トレース	5枚程度	
	表	本文中の表の形態は校正時に指示する。	
付図DVD		収録画像 約20点 付図DVD入れ袋付き(封筒タイプ) 図面データの編集・加工	
組み版	段組	本文 縦書 2段組 1段25文字×18行 ただし巻頭言, 凡例等は1段組 校正時に変更を指示する場合もある。	
	原稿	ワープロ(word, excel)作成CD及びプリントアウト原稿 (一部に手書き原稿, および複製資料を含む) 写真・図表類は別に渡す。 レイアウトは市史編さんGの指示に従い受託業者が行う。	
校正	回数	4回 別に市史編さんG職員が印刷所内(呉市内)で本紙校正による校正を行い, 抜き刷りで最終確認をする。1回につき校正刷りを4部提出のこと。各回とも業者による内校を行い, 校正刷りにゲタがないようにすること。	
	提出先	市史編さんG 2部, 執筆者用 2部, 計 4部	
	予定	入校	7月 5日 業者へ原稿渡し
		初校	8月 2日 10月 4日 業者へ初校戻し
2校		11月 8日 12月 8日 業者へ2校戻し	
3校		1月 7日 1月31日 業者へ3校戻し	
4校	本紙校正確認は業者と相談の上, 2月中をめどに日程を決める。		
納品	納期	令和4年3月31日	
	納品場所	市史編さんG(中央図書館3階), 文化振興課(本庁8階)へ市史編さんGの指示に従い搬入すること。	
著作権及び著作権		この契約で作成された印刷物の著作権は呉市とし, 印刷物の著作権は呉市が有するものとする。 この契約の履行に当たり生じたもの, 印刷物のデジタル情報, 写真及びネガフィルム等については, 呉市に著作権を譲渡する。 呉市がこれらの引き渡しの請求をしたときは, 呉市が指定する方法に従い, 指定された期日までに, これらを引き渡さなければならない。	

その他	<p>印刷終了後、印刷に使用したデータも納品すること。</p> <p>贈呈用紙（謹呈 呉市）を作成する（550枚。はさみ込み含む）。</p> <p>郵送用外箱を納品する（550個）。同前見本(ダンボール)は市史編さんG(中央図書館3階)にあり。</p> <p>当業務について、疑義又は問題が生じた場合は市史編さんGの指示に従うこと。</p>
下請等に関する条件	<p>① 呉市印刷物の印刷製本を受注した業者は、受注に係る印刷製本の全部を他の業者に請け負わせてはならない。</p> <p>② 呉市印刷物の印刷製本を受注した印刷業者は、自らの印刷所において受注に係る印刷製本を行うことを原則とする。</p> <p>③ 呉市印刷物の印刷製本を受注した業者は、やむを得ず受注に係る印刷製本の一部を下請に出したときは、呉市の求めに応じ、遅滞なく当該下請に係る契約関係を証する書類を提出するものとする。</p>